

保護者各位

日本スポーツ振興センター 「災害共済給付制度」のお知らせ

日本スポーツ振興センターは、学校の管理下で災害（負傷、疾病、障害または死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費（通院費）、障害見舞金または死亡見舞金の支給）を行う特殊法人です。

八丈町立小・中学校の児童生徒は全員加入しており、その掛金は八丈町が全額負担しています。

1. 給付対象となる「学校の管理下」の範囲

- ① 学校での授業、クラブ活動、学校行事中、遠足、修学旅行など（休憩時間を含む）
- ② 課外指導中（部活動、生徒指導など）
- ③ 登・下校中（通常の経路において）

2. 給付対象・給付額

健康保険の対象となる総医療費の4割（自己負担額に総医療費の1割を加えた額）が支給されます。

ただし、治癒までの総医療費が5,000円未満（診療報酬請求点数では500点未満、自己負担額では1,500円未満）の場合は給付の対象となりません。

また、医療費の自己負担額の他に入院の際の食事療養標準負担額があった場合には、実費が支給されます。同一災害の給付金の支給期間は、初診から最長10年間です。

なお、生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒等に係る災害については、医療費の給付はできません。

3. 請求の手続き

- ① 保護者の方は病院等で健康保険証のみ提示し、医療費の自己負担額を一旦お支払いください。
- ② 学校で「医療等の状況」（日本スポーツ振興センター様式）をもらい、1ヶ月ごとに病院等で証明を受けて、学校に提出してください。

2年を経過すると時効となりますので、お早めに提出してください。

- ③ 学校から送付された報告書等を、教育委員会が日本スポーツ振興センター東京支所へ提出します。
- ④ 給付は、請求後約数ヶ月かかります。通知がありましたら、印鑑を持参のうえ受領してください。
- ⑤ **義務教育就学児医療費助成制度対象者についても本制度の適用が優先されますので、必ず上記の手続きを行ってください。**

4. その他

- ① 登・下校中または学校でけがをして、帰宅後、病院等で治療を受けた場合はすぐに学校にご連絡ください。また、**病院にも学校管理下での負傷等であることを必ず伝えてください。**
- ② 特定療養費（差額室料等）は健康保険の対象外のため給付されません。
- ③ 自己負担額の領収書は、給付金が支給されるまで保管しておいてください。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの加入は、法令の規定に基づき保護者の同意を必要としています。八丈町では、災害共済給付契約を公費負担で行いますので、このお知らせをもって同意されたものいたします。